

令和6年度

第2回木更津市史編集委員会

日時 令和6年12月23日(月)

午後2時から

場所 木更津市役所駅前庁舎 防災室

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 編集委員長あいさつ

4. 協議事項

議題1 「木更津市史」の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書(案)の承認について

議題2 「木更津市史執筆要項」「木更津市史編さん事業原稿料支給基準」の変更について

議題3 「デジタル作業部会」の活動について

5. 事務局より報告事項

- ・「仏像班」の発足について
- ・借用資料および収集資料の取り扱いについて
- ・「史料編4 古代」の増刷について

6. その他

7. 閉会

「木更津市史」の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書

木更津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が作成する「木更津市史」の原稿として乙が甲に提出する論文、図版、写真その他の乙の著作物（以下「本件著作物」という。）を甲が利用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（「木更津市史」の内容）

第1条 甲が作成する「木更津市史」は、木更津市史編集基本構想及び基本方針（平成27年3月策定）に基づく刊行物及びその他デジタルコンテンツ等を活用したものとする。

（本件著作物の著作権）

第2条 乙は、本件著作物の著作権及び著作者人格権を有する。

（「木更津市史」の編集著作権）

第3条 甲は、本件著作物及び乙以外の者から「木更津市史」の原稿として甲に提出された論文、図版、写真その他の著作物を選択し、又は配列して「木更津市史」を作成することができる。

2 前項の規定により作成された「木更津市史」（デジタルコンテンツ等含む）が著作権法（昭和45年法律第48号）第12条第1項に規定する編集著作物となったときは、当該著作物の著作権は甲に帰属する。

3 前項の規定は同項の編集著作物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。（改変等）

第4条 甲は、「木更津市史」を作成するに当たり、本件著作物について、変更、切除その他の改変（以下「改変等」という。）をすることができる。この場合において、当該改変等は別に定める木更津市史編集基本構想及び基本方針、木更津市史執筆要項、木更津市史研究執筆要項、木更津市史編さん事業公開講座記録集編集要項に規定する範囲においてするものとする。

（複製）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により作成した「木更津市史」を複製することができる。

（頒布）

第6条 甲は、前条の規定により複製した「木更津市史」を頒布により公衆に提供することができる。ただし、甲または乙は掲載する資史料の原著作物、所有者、及び管理者の許諾を得なければならない。

（公衆送信等）

第7条 甲は、作成した「木更津市史」について、インターネット等を通じて公衆に送信することができる。

2 甲は、前項の規定により公衆に送信された「木更津市史」について、テレビジョン受信機等の受信装置を用いて公に伝達することができる。

3 第7条第1項及び第2項については、乙および掲載する史資料の原著作物、所有者、及び管理者の許諾を得なければならない。

（翻訳及び翻案）

第8条 甲は、本件著作物（第4条の規定により改変等をされたものを含む。以下同じ。）について、翻訳し、及び要約することができる。この場合において、甲は、「木更津市史」の広報活動を行うために本件著作物を要約する場合を除き、乙の承諾を得るものとする。

第9条 乙は木更津市史として作成されたデジタルコンテンツにおいては著作権法に認められた場合を除き、許可なく複製、転載、放送、出版、販売、公衆送信などすることを禁止する。なお、著作権法上の範囲を超えて使用する場合は、甲および掲載する史資料の原作者、所有者、及び管理者の許諾を得なければならない。

(行為の行使の対価)

第10条 甲は、第4条から前条までに規定する甲の行為の行使について、甲と乙が別に定める原稿料を除き、乙に対し、何らの金員を支払わないものとする。

第11条 乙は木更津市史として作成されたデジタルコンテンツの公衆送信を目的に、利用者から料金を徴収することは禁止する。

(本件著作物の転載等)

第12条 乙は、甲が「木更津市史」を公表する前に本件著作物を公表する場合又は第3条に規定する甲の編集著作物となった「木更津市史」の一部を転載するときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

(氏名の表示)

第13条 甲は、本件著作物の著作権者として乙の氏名を表示する。ただし、「木更津市史」の広報活動を行うために本件著作物の一部を使用する場合には、乙の氏名の表示を省略することができる。

2 デジタルコンテンツについては掲載する史資料の原作者、所有者、及び管理者の名称は木更津市及びその他の公共機関のほか、個人や民間団体等のうち許諾を得たものに限り公表する。

(協議)

第14条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
代表者 市長 渡 辺 芳 邦

乙

木更津市史編さん事業原稿料支給基準

令和 年 月 日

(趣旨)

- 1 「木更津市史」通史編、民俗編及び自然編（以下「市史本編」という。）の原稿を執筆したときに支給する原稿料について定めるものとする。

(原稿料の額)

- 2 原稿料の額は、文字数に関わらず別表のとおりとする。ただし複数の執筆者が1ページの執筆に関わる場合は関わる人数で割った金額とする。

(原稿料の支給期日)

- 3 原稿料は市史本編を刊行した月の翌月又は刊行した年度の3月31日までに支給する。

(補足)

- 4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

(その他)

- 5 この基準は、令和 年 月 日から適用する。

(別表)

区 分	原稿料の額
1 ページ	4,000円

※区分は木更津市史執筆要項の規定により編集された市史本編の割付ページをいう。

木更津市教育委員会

木更津市史執筆要項

平成29年 2月 1日

(趣旨)

- 1 木更津市史の執筆について基本的な事項を定め、木更津市域を中心とした地域の歴史、民俗、自然等に関する調査・研究成果を掲載する。

(内容)

- 2 「木更津市史」の内容は、木更津市史編集基本構想及び基本方針(平成27年3月策定。以下「基本構想及び基本方針」という。)第4項第1号及び同項第2号に規定する「通史編」、「史料編」、「民俗編」、「自然編」、その他の刊行物及びデジタルコンテンツ等を活用したもの(以下「木更津市史」等という。)とする。

(執筆)

- 3 執筆は木更津市史編集委員会委員、木更津市史編さん部会の部会長及び部会委員、木更津市史編さん事業事務局(以下「事務局」という。)及び事務局が依頼又は認められた者(以下「執筆者」という。)とする。

(体裁)

- 4 版の大きさはA4判、版面は1頁縦255mm×横160mm(キャプション分含む)とし、文章は次の各号のとおりとする。

(1) 「通史編」はタテ組の一行32文字23行2段組、「史料編」の古代中世編・近世編・近現代編及び「民俗編」はタテ組の一行32文字23行2段組、「史料編」の考古編及び「自然編」はヨコ組の一行42文字35行とする。

(2) 題名は18ポイント太ゴシック体、節題名は18ポイント太明朝体、本文つり見出しは11ポイント太ゴシック体、本文は11ポイント明朝体とする。

(3) 図版・表の題名(キャプション)は9ポイント太ゴシック体とし、それぞれ図版・表の下に付す。また題名の下の説明文は9ポイント明朝体とする。

(文体)

- 5 原稿は原則として日本語とし、記述は平易な口語体で、「である」調を用いる。

(漢字)

- 6 原則として「常用漢字表」(昭和56年内閣告示)の使用を基本とするが、学術用語・地名・人名等については、必要に応じて常用漢字以外の漢字を使用してもよい。

(ふりがな)

- 7 学術用語・地名・人名・年号(明治時代以降の年号は除く)等で特殊な読みをするものには、文中初出のものにルビまたはかっこで、ひらがなのふりがなをつける。

(かな)

- 8 現代仮名遣い(昭和61年内閣告示)とする。おくりがなは送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示)による。

(外来語)

9 外来語の表記(平成3年内閣告示)を基本とする。

(計量単位等)

10 一般的な計量単位等(センチメートル、キログラム等)はカタカナで示し、ヨコ書きの場合は記号で示す。ただし、尺貫法の場合は漢字を用いる。

(数字)

11 タテ書きは漢数字を用いた「一〇方式」とし、ヨコ書きの場合はアラビア数字を用いるものとし、4桁までは漢数字またはアラビア数字のみで表し、5桁以上は万・億・兆などの単位を入れる。

(年号・月日)

12 原則として和暦で表記し、後ろに括弧書きで西暦を表記する。ただし、同頁内に同じ元号の表記がある場合は初出のみ西暦を表記する。

(引用・参考文献)

13 他の文献より文中に引用するときは1、2行程度の短い場合は文字のわきに傍点を付して表記し、引用部分がそれ以上になる場合は、改行して行頭2文字下がりで引用する(傍点は不要)。

引用・参考文献は雑誌や書籍中の論文名は「」、著書・雑誌名は『』中に記載し、著者(编者)・文献・発行者(出版社)、発行年の順で巻末にまとめて表記する。

(図版等掲載許諾)

14 執筆者は図版等掲載(転載を含む)に係り許諾が必要なときは所有者情報・図版等の表題・撮影年代・出典・本文中の挿入箇所を事務局へ報告し、事務局が許諾を得るものとする。

(修正)

15 編集段階で用語・文体の統一を図るための修正等を行う場合がある。

(校正)

16 制作業者に入稿後の校正は原則執筆者が行うが、最終校正は事務局及び木更津市史編集委員会による木更津市史編集委員会会議で行う。

(著作権の取り扱い)

17 木更津市史への掲載を目的に作成した著作物にかかる著作権の取り扱いについて、執筆者と木更津市との間で別に定めるとおり覚書を締結する。

(原稿の提出)

18 原稿は原則ワードプロセッサを使用して作成しデータ入稿、使用ソフトは Microsoft Word および一太郎を推奨する。ただし、それ以外は事前に事務局へ申し出ること。

写真・図版についても原則電子データとし、締切日までにファイルデータを記録したメディアと印字した原稿を提出すること。図版類のうち電子データ化が難しいものについては事前に事務局に申し出ること。また転載資料がある場合は、必要書類をあわせて提出するものとする。

(編集・発行)

19 編集は木更津市教育委員会が行い、木更津市が発行する。

(その他)

20 文章表現については人権及び個人情報に配慮することとし、この執筆要項に定めのない事項については、その都度検討し、統一的対応を図る。

木更津市教育委員会

(年号・月日)

12 原則として和暦で表記し、後ろに括弧書きで西暦を表記する。ただし、同頁内に同じ元号の表記がある場合は初出のみ西暦を表記する。**自然編では原則、西暦(和暦)とする。**

(引用・参考文献)

13 他の文献より文中に引用するときは1、2行程度の短い場合は文字のわきに傍点を付して表記し、引用部分がそれ以上になる場合は、改行して行頭2文字下がりで引用する(傍点は不要)。

引用・参考文献は**原則**、雑誌や書籍中の論文名は「」、著書・雑誌名は『』中に記載し、著者(编者)・文献・発行者(出版社)、発行年の順で巻末にまとめて表記する。

自然編は、原則、著者(编者)、発行年、論文名、雑誌名、雑誌の巻(号)、引用ページ、発行者(出版社)などの順で執筆原稿末などに表記する。